
北区協働ガイドライン

～「区民とともに」を实践するために～

平成18年（2006年）10月

北 区

～「区民とともに」を実践する職員に向けて～

「協働って何だ？」

「区が独自で実施した方が（協働より）速いよ」

「協働なんて面倒くさいだけさ」

「今までのやり方で問題ないよ」

「協働もいいけど進め方が分からないからね」エトセトラ、エトセトラ……

そんなあなたのための協働ガイドラインです。

このガイドラインは、職員参加で作成いたしました。

だから、

実務にすぐに役立つように、実践即応型のガイドラインとなっています。

また、協働取り組み事例をどんどん増やしていくことで内容の充実が図れる、進化型のガイドラインとなっています。

ぜひこのガイドラインを活用し、「区民とともに」を実践していただきたいと思います。



目 次

1 協働を考える	1
2 協働を進める	3
(1)職員の10の心得	4
(2)協働の取組	6
(3)協働の領域(区民と区との関わり方)	8
(4)協働の形態(協働の手法)	9
3 協働を振り返る	12
(1)協働の評価	12
(2)協働の改善	12
4 協働を支える	15
(1)協働の支援施設	16
(2)協働関連組織	16
(3)協働推進体制	16
(4)協働相談体制	18
(5)協働取組事例の検索	19
ガイドライン策定の経緯	21
平成18年度協働取組事例集【参考資料】	22

● 1 協働を考える

協働とは、公益活動を行う区民と行政、あるいは、公益活動を行う団体同士が、それぞれの長を生かしながら、お互いを対等のパートナーとして認め合い、より豊かなまちづくりに取り組むことを言います。

行政が区民に仕事を肩代わりしてもらおうという発想では協働とはいえません。区民の自主性を尊重し、互いの役割と責任のもと、共通の目的に向けて取り組むことが基本となります。例えば、まちづくりにおけるワークショップや、びんや缶などのステーション回収などは協働の身近な一例といえます。

本ガイドラインにおける「区民」とは、北区のまちづくりに関わるすべての個人、NPO、ボランティア団体、企業などをいいます。

以下、協働を進めるために確認しておくべき事項についてQ&A形式で示します。

なぜ、協働が求められているのですか？

住民の自治意識が高まるなかで、多様化するニーズに柔軟に対応するための仕組みとして求められています。

中央から地方へ、画一から多様化への流れは、自治意識を高め、地域性を反映した区民主体のまちづくりの必要性を強めています。さらに、情報化や少子高齢化による地域社会の変化は区民ニーズの多様化をもたらし、行政だけで公共サービスを支えることが困難となっています。協働は、こうした課題、ニーズに応えるためのまちづくりの仕組みとして理解され必要とされています。

協働を進めるうえで大切なことはなんですか？

職員一人ひとりの意識改革が大切です。

職員は、前例にとらわれることなく、「この事業を協働して進めることができないか！」という意識を持つことが大切です。こうした意識は、日常業務で直面する課題解決への新たな糸口を見つけることとなります。また、職員は、区民の視点を持ち、柔軟で自由な発想を生かすことを心がけることが大切です。

協働を進めることによりどのような効果が期待できますか？

行政改革の進行や多様な公共サービスの創造など、より豊かなまちづくりに向けた効果が期待されます。

区民にとっては、行政に対する理解が進み、行政を身近に感じることができるとともに、よりきめの細かな公共サービスの提供を受けることが可能となります。また、区にとっては、区民とのまちづくりを通じて、区民を知り、地域を知る契機となり、より地域に密着した行政サービスの提供や行政改革を進めることが期待されます。

協働の形態としてどのようなものがありますか？

様々な形があり、新しく生まれる協働もあります。

協働には、共催や後援、委託、実行委員会、ワークショップなど様々な形態があり、それぞれ特徴があります。複合的なものや中間的なものもあり、想定される協働の状況に応じて柔軟に対応することが求められます。

協働は「区民とともに」とどのような関係にありますか？

「区民とともに」を具体化する取組が協働です。

北区では、「区民とともに」の基本姿勢のもと区政を推進することとしています。区民の参加・参画のもとに進める協働によるまちづくりは「区民とともに」の協働の精神を具体化し、実践するための取組といえます。

協働は経営改革プランにどのように位置づけられますか？

経営改革プラン推進の重要な取組の一つです。

経営改革プランでは、区民を主権者及び行政サービスの需要者に加え、協働の担い手として施策の立案やサービスの提供に直接関わる供給者ととらえ、区民との協働による計画の策定や事業の実施を推進するとしており、協働は経営改革プラン推進のための重要な取組の一つとして位置づけられています。

● 2 協働を進める

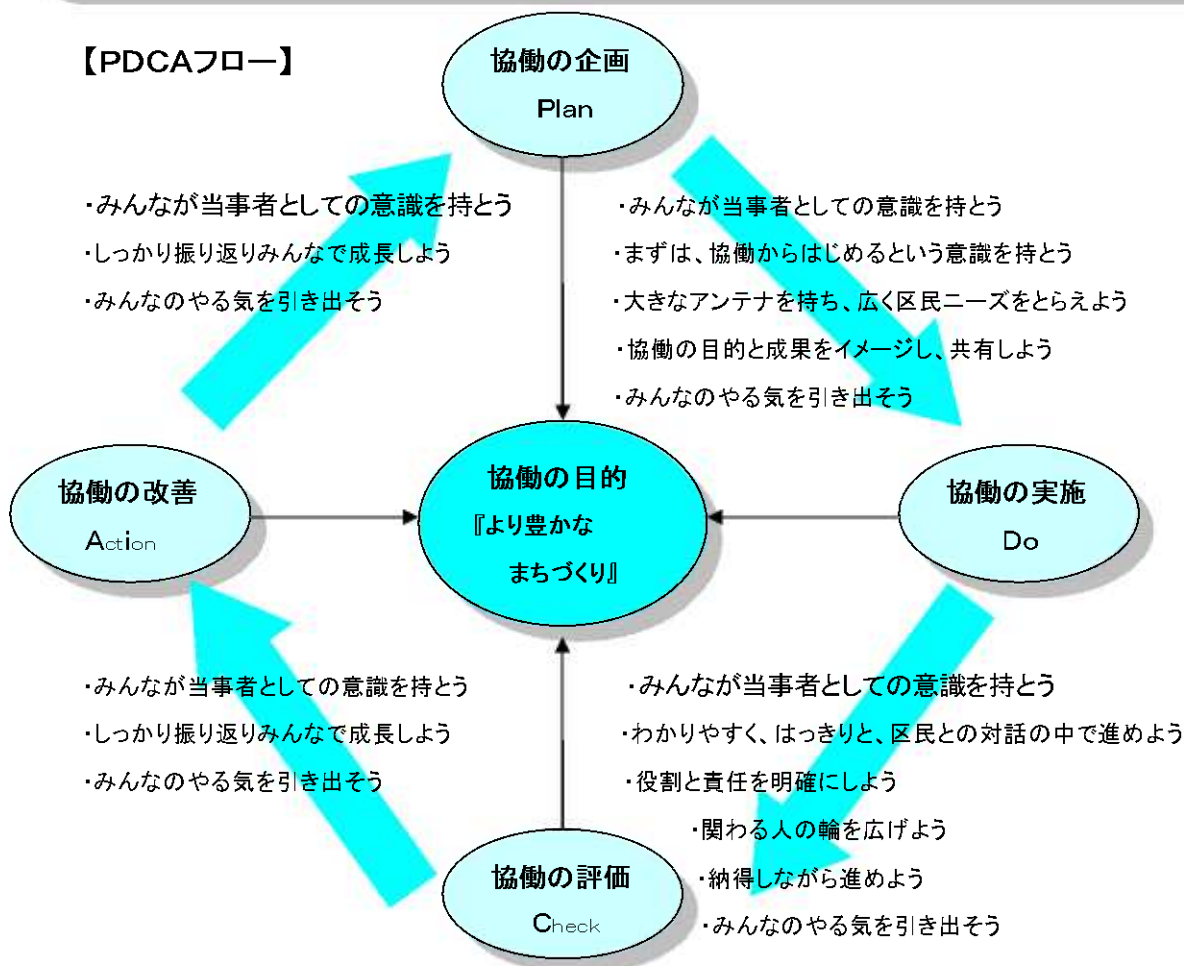
【協働推進の心得とPDCAフロー】

協働推進の心得はPDCA(Plan「企画」、Do「実施」、Check「評価」、Action「改善」)サイクルのそれぞれの場面に関連してきますが、協働への取組は様々な場合が想定されますので柔軟に活用することを心がけて下さい。

【職員の協働推進のための10の心得】

- ①みんなが当事者としての意識を持つ(企画・実施・評価・改善)
- ②まずは協働からはじめるという意識を持つ(企画)
- ③大きなアンテナを持ち、広く区民ニーズをとらえよう(企画)
- ④協働の目的と成果をイメージし共有しよう(企画)
- ⑤わかりやすく、はっきりと、区民との対話の中で進めよう(実施)
- ⑥役割と責任を明確にしよう(実施)
- ⑦関わる人の輪を広げよう(実施)
- ⑧納得しながら進めよう(実施)
- ⑨しっかり振り返り、みんなで成長しよう(評価・改善)
- ⑩みんなのやる気を引きだそう(企画・実施・評価・改善)

【PDCAフロー】



●●— (1) 職員の10の心得

協働事業を検討し、進め、振り返る時、常に、協働推進の心得を念頭に取り組むことが大切です。

みんなが当事者としての意識を持とう(企画・実施・評価・改善)

協働は、区民と区が目的を共有し、連携・協力しながらまちづくりに取り組む仕組みです。誰かがやってくれるという受け身ではなく、職員は自らが協働の主役としての意識を持って取り組むことが大切です。

② まずは協働からはじめるという意識を持とう(企画)

北区では、リサイクルや地域防災など、様々な分野で協働による取り組みを進めていますが、さらに協働によるまちづくりを進めるため、各課が行っている事務事業に対して、どこに協働を取り入れることができるかを考え、できることから協働を始めるという意識を持ちましょう。

③ 大きなアンテナを持ち、広く区民ニーズをとらえよう(企画)

協働の芽は様々なところにあります。まずは、どのような区民ニーズがあるのか、区民、地域に対して大きなアンテナを広げ、区民のつぶやきや地域が必要としているもの、地域の動きなどに意識を向け、耳を傾けることが大切です。

④ 協働の目的と成果をイメージし共有しよう(企画)

協働は、異なる特長を持つもの同士が、同じ目的に向けて取り組むまちづくりの仕組みです。そのため、なにを目的にどんな成果を目指すのかをイメージ化して、協働に参加する人々が共有化することによって、協働を効率的・効果的に進めることができます。

⑤ わかりやすく、はっきりと、区民との対話の中で進めよう(実施)

協働は、目的に対する共通認識と相互理解のもとに進めます。そのため、区は協働を進める上で生まれる区民の様々な疑問や意見、求められる情報に対して、常に区民との対話を心がけ、区民の視点に立った、わかりやすい言葉で、明確に伝えることが大切です。

⑥ 役割と責任を明確にしよう(実施)

協働によるまちづくりは、一方が依存し、他方が依存される関係で進めるものではありません。様々な区民との連携と協力のもと、特長を生かし、短所を補うことが必要であり、相互の役割分担と負うべき責任を明らかにして進めることが大切です。

⑦ 関わる人の輪を広げよう(実施)

協働によるまちづくりは、町会・自治会、NPO、ボランティアなど、地域を担う様々な区民が参画します。幅広く、様々な人が知恵を出し合いまちづくりに取り組むことが必要であり、より多くの区民参画ができる、開かれた取り組みとなるよう工夫して進めましょう。

⑧ 納得しながら進めよう(実施)

協働は、様々な区民とともに進むまちづくりの仕組みです。それぞれのまちづくりへの想いや相互の理解不足が、時として疑問を生み不満として現れることがあります。協働の目的、目標を互いに確認・理解しながら、一つひとつのプロセスを納得して進めることが大切です。

⑨ しっかり振り返り、みんなで成長しよう(評価・改善)

協働は、その成果をしっかり受け止め、次の協働に生かすことが大切です。協働を通じて得られる達成感や充実感、失敗や挫折など、これら全てを協働に関わった者が共有し、次の協働に生かし、協働全体のレベルを高めることが大切です。

⑩ みんなのやる気を引きだそう(企画・実施・評価・改善)

協働は、主体的な区民参画の仕組みです。職員自らが主体的に取り組んでこそ、初めてみんなの力を引き出すことができます。協働に関わる者が達成感や充実感、やりがいや楽しさを感じるような協働の取り組みを工夫することが大切です。

●●— (2) 協働の取組

職員一人ひとりが、「まずは協働からはじめる」という意識を持つとともに、互いの特長を生かし合い、協働当事者としての役割を果たすことが大切です。

協働を準備する

区民アンケートや日常業務を通じて直面する区民からの意見、批判、要望など区民ニーズの把握に努めるとともに、こうしたニーズに対応できるNPO・ボランティアなどに関する情報の入手に努めます。

協働の企画(Planのレベル)

協働事業として進めることのメリットは、協働が互いの特長を生かし、単独では達成できない成果を生み出すことにあります。従って、その事業が協働相手の特長を生かすことができるか、協働の成果を期待できるかが協働事業を決めるポイントになります。

【協働デザインシートの作成】 (協働デザインシートは7pに掲載)

協働デザインシートの作成を通して、協働事業として取り組むか否かを検討してみましょう。ただ、協働には様々な形があります。協働への取り組み方に応じてデザインシートを活用して下さい。

《検討の手順》

- ステップ1(その事業の内容はどうか)
- ステップ2(協働事業として進めるメリットはあるか)
- ステップ3(協働事業の実現可能性は)
- ステップ4(協働事業を進める上での区の負担はどうか)

協働の実施(Doのレベル)

協働に関わる者が協働推進の当事者としての意識を持つことが必要です。十分な話し合いのもとでお互いの役割をはっきりさせ、事業の丸投げではなく、煩わしさや面倒な点も共有し、納得しながら事業を進めます。さらに、協働に関わった者同士が、ともに成長(自立化)できるような配慮が求められます。

協働はその目的に応じて様々な進め方があります。

協働形態のポイント(「協働の形態」●●—(4)で示してあります)や協働取組事例集(参考資料)を参考に、最も適切な取り組み方を検討し進めることが大切です。

【協働デザインシート】

協働の概要(ステップ1) この事業の目的 考えられる事業内容 その他(自由意見)
事業化の適性チェック(ステップ2) きめの細かさ 区民参画性 専門性 先駆性 柔軟性 その他 (協働相手の特長を生かすことができるかの視点)
役割分担と責任分担チェック(ステップ3) 区民の役割 ▲ 区の役割 協働手法 既定の協働相手の有無 公募団体の有無 (協働事業を進める上で区の負担はどうか)
コストと成果の比較(ステップ4) ▲ 協働で行う場合 コスト 事業成果 ▲ 協働で行わない場合 ・ コスト ・ 事業成果 (事業化の前段としての比較評価)

●●— (3) 協働の領域(区民と区との関わり方)

協働を通じて、区主導から区民主体のまちづくりを目指します。より区民参画が進む方法で協働を進めることが大切です。

区民と区との関わり方に応じて、以下の5つの領域に分類することができます。

①区主体	②区主導	③双方同等	④区民主導	⑤区民主体
区の責任と主体で独自に行う	区主導の下で、区民の協力を得て行う	区民と区が連携、協力して行う	区民主導の下で、区も協力して行う	区民の責任と主体で独自に行う

区民同士が責任主体として自らが取り組むまちづくり(⑤)も協働の対象となり、従って、①区主体(区が主体となって責任を持って取り組むべき独自の領域。例えば許認可、公権力の行使など)以外の全てが協働の対象領域となります。

区民のまちづくりへの関わりは②から⑤の領域に向かうにつれ強くなります。協働によるまちづくりは区民主体のまちづくりを進めることにあり、区は、協働事業の対象範囲の拡大とともに、より区民との関わりの強い協働の領域を目指すことが求められます。(②区主導から⑤区民主体へ)

なお、本ガイドラインにおいて区民とは、北区のまちづくりに関わるすべての個人、NPO、ボランティア団体、企業などをいいますが、区民主体の領域においては、個人間の取組は対象としておりません。



●●— (4) 協働の形態(協働の手法)

協働によりなにを目指すのかを明らかにすることにより、もっとも、ふさわしい協働の形態が決まります。

協働には様々な形態があります。協働事業として実施する場合、次に示す協働の形態例を参考に効果的・効率的な協働の進め方を検討することが必要です。

パブリックコメント

区が区民生活に広く影響のある案件について(基本計画の策定や条例・規則の制定・改廃など)、あらかじめ区の方案を区民に公表し、寄せられた意見をもとに最終決定する協働の形態です。区民の意見や提言を区政に反映させることができます。

《パブリックコメントのポイント》

- 区民が案件について理解し判断できる資料を示すこと
- 区民の意見については、その結果とともに対応の経緯を示すこと

② 政策提言

区民からまちづくりに対する独自の企画やアイデアを出してもらう協働の形態です(例えば、ワークショップや審議会など)。区民ニーズを反映したまちづくりを進めることができます。

《政策提言のポイント》

- 区民との率直な意見交換、情報交換を行い、区民の特長を把握し、その特長を引き出すこと
- 区民からの提言については、その対応結果を明らかにすること
- 異なった複数の提言があった場合でも、提言を一つに絞り込む必要はないこと

委託

区の責任で行うべき分野・領域において、区民の特長を生かすことを目的に区が区民に業務を委託する協働の形態です(例えば、指定管理者制度など)。区民の発想や専門性、柔軟性を生かした効果的・効率的な取組が期待できます。

《委託のポイント》

- 委託は行政の下請けではなく、区が自ら実施するよりも委託する方がより成果を上げることができるという根拠を持つこと
- 企画から実施、評価に至るまで、協働の視点を持つこと
- 事業の最終的責任は区が負うことになる。事業の確実な履行を担保するため、委託先に一定の条件を付けるほか、履行の的確な把握に努めること

④ 情報提供・情報交換

区が区民に区政の説明をしたり、区民から区政に対する意見や要望を聞いたりする他、まちづくりへの提案などを受け入れる協働の形態です(例えば、住民説明会や区民アンケート、区政モニター、まちかどトークなど)。情報収集の効率化、情報の共有化が図られます。

《情報提供・情報交換のポイント》

- それぞれの立場を尊重し、建設的な意見交換をすること
- 区民からの意見・要望については、どのような協働が可能かを検討すること
- 区政に関する情報提供は、結果のみならず経過説明をすること

⑤ 実行委員会など

区を含めた様々な主体により構成された新たな組織が主催者として事業を行う協働の形態です。区民の持っている専門性やネットワークを生かすことができます。

《実行委員会などのポイント》

- 事業の初期段階から区民の参画を進め、目的の明確化と情報の共有化を図ること
- 区民の自主性を尊重すること
- 責任分担、役割分担、経費分担などを明確にすること
- 組織の硬直化を招くことのないように、構成メンバーなどの見直しを適宜行うこと

⑥ 事業協力

区民と区との特長を生かし、一定期間、継続的な協力関係のもとで取り組む協働の形態です(例えば、区民からの提案に基づく協働事業など)。NPO・ボランティア団体の専門性を生かすことができます。

《事業協力のポイント》

- 事業目的、期間、役割、責任、経費分担などを取り決めた協定書を締結すること
- 協定書作成にあたっては、十分に協議して作成すること

⑦ 共催

区民と区がともに主催者となって、共同で短期的に取り組む協働の形態です。区民の専門性や区民の視点を事業に生かすことができます。

《共催のポイント》

- 事業目的を明確化し、事業実施について共通認識を持つこと
- 事業内容は、企画・立案段階から十分に協議して取り組むこと
- 相互の役割分担、経費負担、リスク対応などを明確化すること
- 会場使用料の減免や補助金支出のためなどを目的とした名義的な共催にならないこと

⑧ 後援

区民が主催する取組に対して区や教育委員会など名義の使用を承認する協働の形態です。区や教育委員会などの名義を使用することにより、その取組の社会的信用を高めることが期待できます。

《後援のポイント》

区の名称が対外的に公表されることを踏まえ、その事業目的、内容を十分理解し、主管課の取り扱う職務との整合性に注意し、責任をもって判断すること

⑨ 補助・助成

区民が実施する公共的事業について、区と課題、目的を共有したうえで、区が団体に金銭、技術などを支援・提供する協働の形態です。区民による効率的、かつ、先駆的なまちづくりへの取組が可能となります。

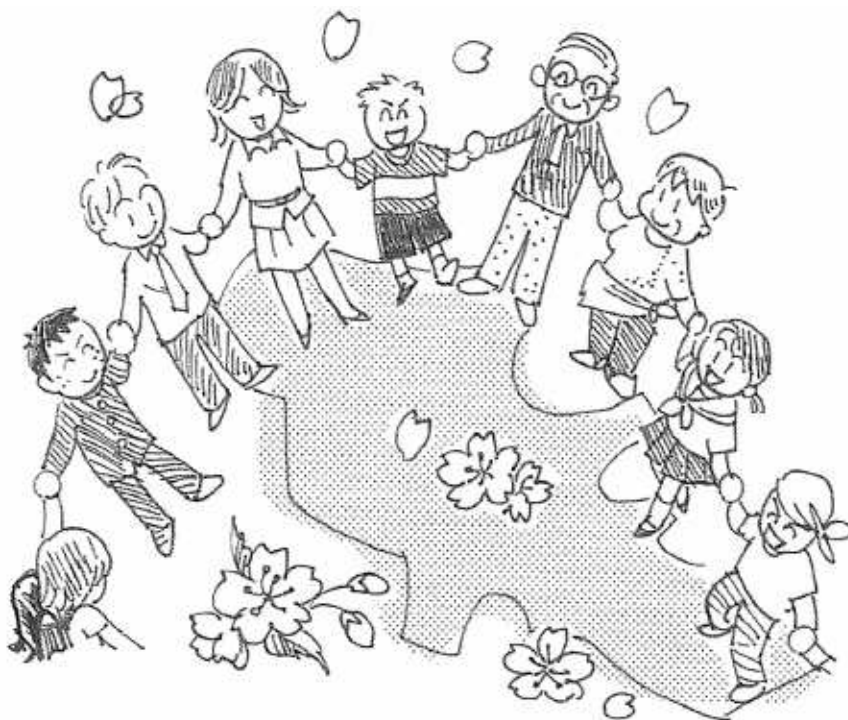
《補助・助成のポイント》

補助金は団体育成の支援ではなく、自主的な提案などを受け、あくまで、共通の目的を達成する手段であること

補助・助成することで、区との対等性を失わないこと

補助の制限、期限を設けるなど団体の自立を促すこと

事業目的を明確にし、事業実施について共通認識を持つこと



●— 3 協働を振り返る

●●— (1) 協働の評価 (Checkのレベル)

協働に関わった様々な人の意見をもとに、協働への取組を正しく評価することが大切です。

協働への取組を評価します。協働への取組には様々なケースが考えられ、その評価にも様々な方法があります。実践を重ね協働を振り返ることにより次のステップへ繋げることが必要です。協働の相手方や参加者からの意見や感想をもとに、当事者間で情報や意見の交換、実態把握や事業評価を行う機会が必要です。

【評価内容】

協働の内容に応じて、手続き、事業内容の視点から評価します。手続きの評価では、対等で公正、適正な手続きがなされていたか、情報交換、意見交換が十分行われていたか。また、事業内容の評価では、協働の形態や役割分担は適切だったか、協働当事者の特長を生かし、事業目的は達成されたか、費用対効果は適切であったかなどが評価のポイントとなります。現在、実施している事務事業評価制度においても、協働手法の適否や有効性などの視点を加味した評価を行って下さい。

●●— (2) 協働の改善 (Actionのレベル)

協働の評価を次の協働の取組に生かし、よりよい協働を目指すことが大切です。

協働の評価を終えた取組を協働取組事例としてデータベース化します。(協働取組事例は毎年度一定時期に収集し、年度ごとの協働取組事例としてまとめます)。データベースは、類似事業が迅速に検索でき、これから検討する事業に活用できる内容とし、協働事業主管課が自由にデータベースを活用できる仕組みを整えます。

【協働取組事例記載例(ひな形)】

事業名： _____

②区主導 ③双方同等 ④区民主導 ⑤区民主体、から選択。但し、領域が変化した場合、その変化の全てを時系列で示す。(①区主体は対象外)

協働の相手	簡潔に事業内容を示す(例えば、誰と誰が何を目的として取り組んだ事例)。	協働の領域	
実施の期間		協働の形態	
担当課		協働した段階	

事業概要

どのような事業が簡潔に示す。

①パブリックコメント ②政策提言 ③委託 ④情報提供・交換 ⑤実行委員会など ⑥事業協力 ⑦共催 ⑧後援 ⑨補助・助成 ⑩その他から選択。但し、形態が変化した場合、形態ごとのシートを作成する。

①計画段階 ②実施段階 ③評価・見直し段階 から選択。但し、複数段階に該当するときはその旨を示す。

きっかけ、期待する成果

どのようなきっかけで実施したか、また、事業を実施する目的・成果はなにかを示す。

協働の内容・役割分担

①協働への取組を時系列で示す(例えば審議会:要綱制定→公募委員募集→開催(協議・検討)→中間のまとめ→公開。区民意見募集→提言まとめ→区民周知など)
②相互の役割分担を示す。
③事業目的を示す。
レイアウトは自由(図やイラストを挿入し判りやすい取組手順を示す)。

協働の成果

協働したことによる成果、期待した成果との齟齬などについて、区民、区、地域などの視点から示す。

課題・反省点

協働を振り返り、直面した課題、対応策、反省点などを示す。

協働取組事例作成後、地域振興課協働推進担当へお送り下さい。

協働取組事例の作成方法

1. 留意すべき事項

- 進めようとしている協働事業の類似事例が簡易に検索できるものであること
- 新たに進めようとしている協働事業の参考となる内容を示したものであること

2. 協働の形態を中心に記載

事業の進行に従い協働形態が変化する場合、事業に枝番をつけて形態ごとに複数のシートを作成します。

【例 北区 NPO・ボランティアぷらざ(以下「ぷらざ」という。)開設・運営事業】

① 協働の経緯

- 平成15年7月、ぷらざ開設にあたり区民の意見を聞くため、区民参加による NPO・ボランティア活動促進協議会を設置した。
- 平成15年11月、この協議会での意見を踏まえ、北とぴあ11階にぷらざを開設した。
- 平成16年2月、NPO・ボランティア活動促進協議会を母体に、中間支援組織として北区市民活動推進機構(以下「機構」という。)が設置された。
- 平成17年度より、機構はぷらざ事業を区及び社会福祉協議会から受託するとともに、平成18年度からは、ぷらざの指定管理者となった。

② 記載例

この例の場合の協働の形態は、協議会の実施段階(ぷらざ開設前)では「政策提言」となりますが、機構がぷらざ事業を受託した段階(ぷらざ開設後)では「委託」となります。そのため、以下の2枚のシートを作成します。

まず、協議会を開催し、そこでの意見・要望を提言として受け取りました。従って、協働の形態を「政策提言」とし、事業名を「北区NPO・ボランティアぷらざ開設・運営事業—1」として、取組事例を次のように作成します。

事業名：北区 NPO・ボランティアぷらざ開設・運営事業—1 NO. 〇〇

協働の相手	区民(個人)を構成員とする協議会	協働の領域	④区民主導
実施の期間	平成15年7月から11月まで	協働の形態	②政策提言
担当課	地域振興課	協働した段階	①計画

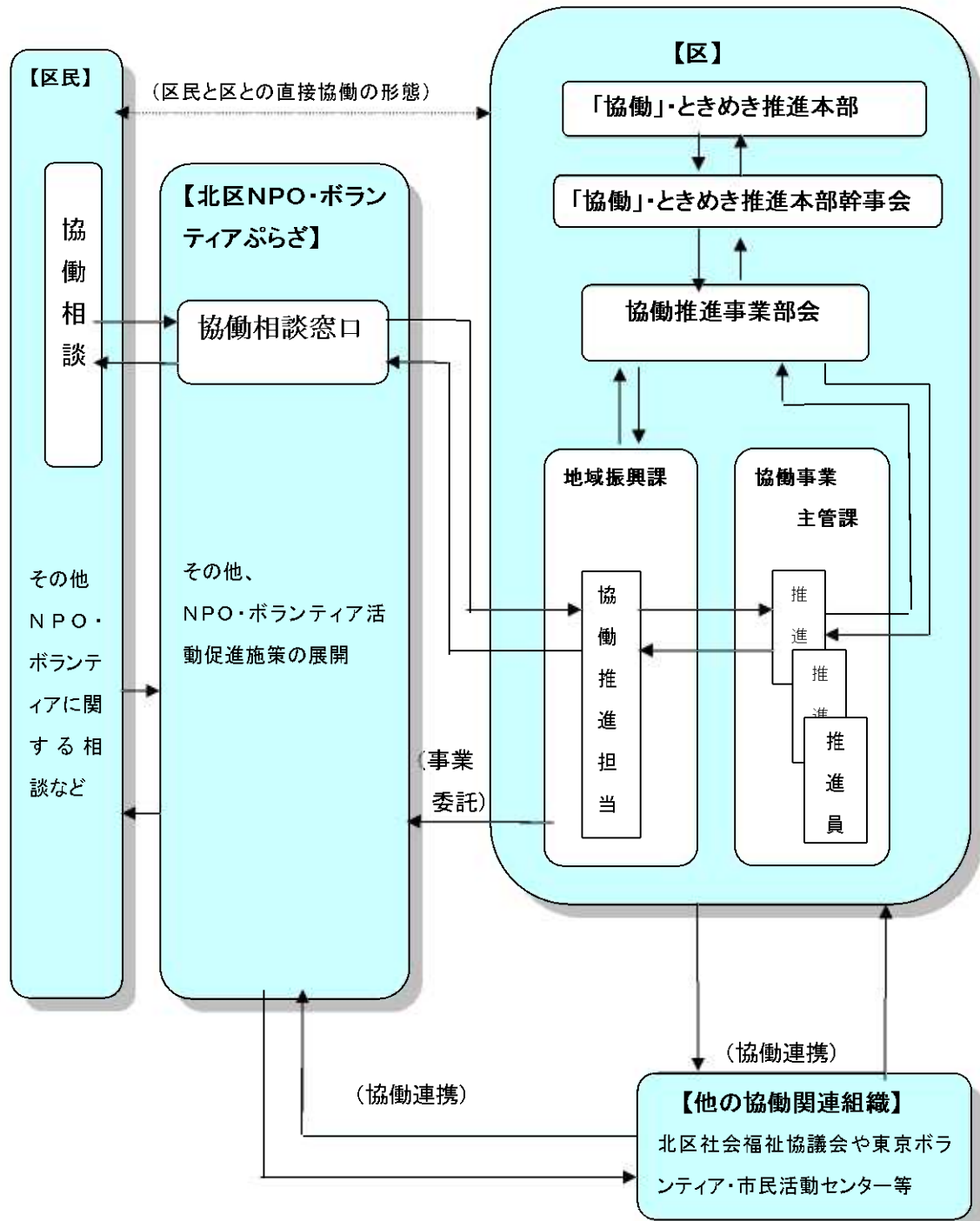
次に、この協議会での意見、要望に基づきぷらざを開設し、機構にその運営を委託しました。従って、協働の形態を「委託」とし、事業名を「北区NPO・ボランティアぷらざ開設・運営事業—2」として、取組事例を次のように作成します。

事業名：北区 NPO・ボランティアぷらざ開設・運営事業—2 NO. 〇〇

協働の相手	NPO法人(北区市民活動推進機構)	協働の領域	③双方同等
実施の期間	平成16年4月から	協働の形態	③委託
担当課	地域振興課	協働した段階	②実施

● 4 協働を支える

【協働を支える体制のイメージ図】（協働関連組織の大まかな位置関係を示したもの）



●●— (1) 協働の支援施設

① NPO・ボランティアぷらざ

北区NPO・ボランティアぷらざ(以下「ぷらざ」という)は、情報の共有化や団体間ネットワーク化、相談・助言・研修業務などNPO・ボランティア活動促進のための全区レベルの活動拠点として開設しました。区民に最も近い施設として、協働相談窓口の設置が予定されています。

② 地域振興室など

地域振興室やふれあい館、文化センターなどは、NPO・ボランティア活動促進のための地域レベルの活動拠点として位置づけられています。

とりわけ、地域振興室は、町会・自治会連合会や青少年地区委員会、赤十字奉仕団、NPO、ボランティア団体の地域における活動拠点として、活動コーナーや会議室、印刷機材などが設置されています。区全域に配置されていることから、それぞれの地域性を生かしたNPO・ボランティア活動拠点としての有効活用が期待されています。

●●— (2) 協働関連組織

① NPO法人東京都北区市民活動推進機構

「夢をかなえる 地域が変わる」をテーマに、NPO・ボランティア活動の推進を目的とした中間支援組織として設立されました。平成16年度より区、及び北区社会福祉協議会よりNPO・ボランティア事業を受託し、NPO・ボランティア活動促進のための様々な事業を展開しています。平成19年度からは、ぷらざ運営とともに、協働に関する相談窓口の運営を担うことになります。

② その他の協働関連組織

協働に関連した組織として、東京都ボランティア・市民活動センターや北区社会福祉協議などがあり、必要に応じて、これらの組織と連携・協力のもとで協働を進めることが求められます。

●●— (3) 協働推進体制

「区民とともに」を全庁的に推進するための統括組織として「協働」・ときめき推進本部、及び、その下に「協働」・ときめき推進本部幹事会が設置されました。また、協働事業主管課より推薦された協働推進員により構成される協働推進事業部会が幹事会の下部組織として設置されました。

地域振興課はNPO法人東京都北区市民活動推進機構への事業委託を通じて、協働推進のための様々な事業展開を行うとともに、課内に協働推進担当を設置し、協働関連部署との連携・協力を得ながら一体的な協働によるまちづくりを進めます。

【区協働推進体制一覧】

組 織 名	内 容
「協働」・ときめき推進本部	<p>協働の基盤づくりの全庁的推進を目的に平成15年10月設置。</p> <p>協働の基盤づくりを進めるための企画・立案、全庁的協働推進体制に関する検討・協議機関。その構成は、本部長を助役、副本部長を収入役とし、部会員は部長級による。</p>
「協働」・ときめき推進本部幹事会	<p>「協働」・ときめき推進本部の下部組織として平成15年10月設置。</p> <p>本部で決定された方向性に基づき協働基盤づくりをより具体的に検討・協議するための機関。その構成は、幹事長を地域振興部長とし、会員は課長級による。</p>
協働推進事業部会	<p>「協働」・ときめき推進本部幹事会の下部組織として平成17年10月設置。</p> <p>協働推進体制の具体的な整備を進めるため、協働ガイドラインの作成検討、更新、協働相談体制の整備・運営検討、その他、協働に関する具体的推進策についての検討・協議機関。構成は、地域振興課長を部会長とし、協働事業主管課より推薦された協働推進員による。</p>
協働推進員	<p>協働推進事業部会活動の他、協働推進体制整備のための中心的役割を担うことを目的に、平成17年10月配置(平成18年11月全庁配置)。次の職務を担う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協働ガイドラインの作成検討、更新、普及に関すること。 2. 協働に関する連携と協力に関すること。 3. その他、協働型行政の整備に関することなど。
協働事業主管課	<p>具体的な協働事業の担当部署。</p> <p>協働事業主管課には協働推進事業部会の構成員となる協働推進員が配置される。協働推進員は、協働推進事業部会活動の他、課内外における協働に対する意識啓発や他部署との連携化など協働推進の中心的役割を担う。</p>
地域振興課 (協働推進担当)	<p>地域振興課は、「協働」・ときめき推進本部の事務局を担当するとともに、NPO法人北区市民活動推進機構を通じて様々な協働推進事業を展開する。</p> <p>協働に関する庁内外の連絡、調整、とりまとめ業務を行うことを目的に、地域振興課内に設置し、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協働推進事業部会の運営(協働推進員体制の拡充など)。 2. 協働相談体制の運営(庁内外体制の整備、連携など)。 3. 協働推進事業の展開(NPO・行政連絡会)。 4. 協働事例の収集・加工・活用など。

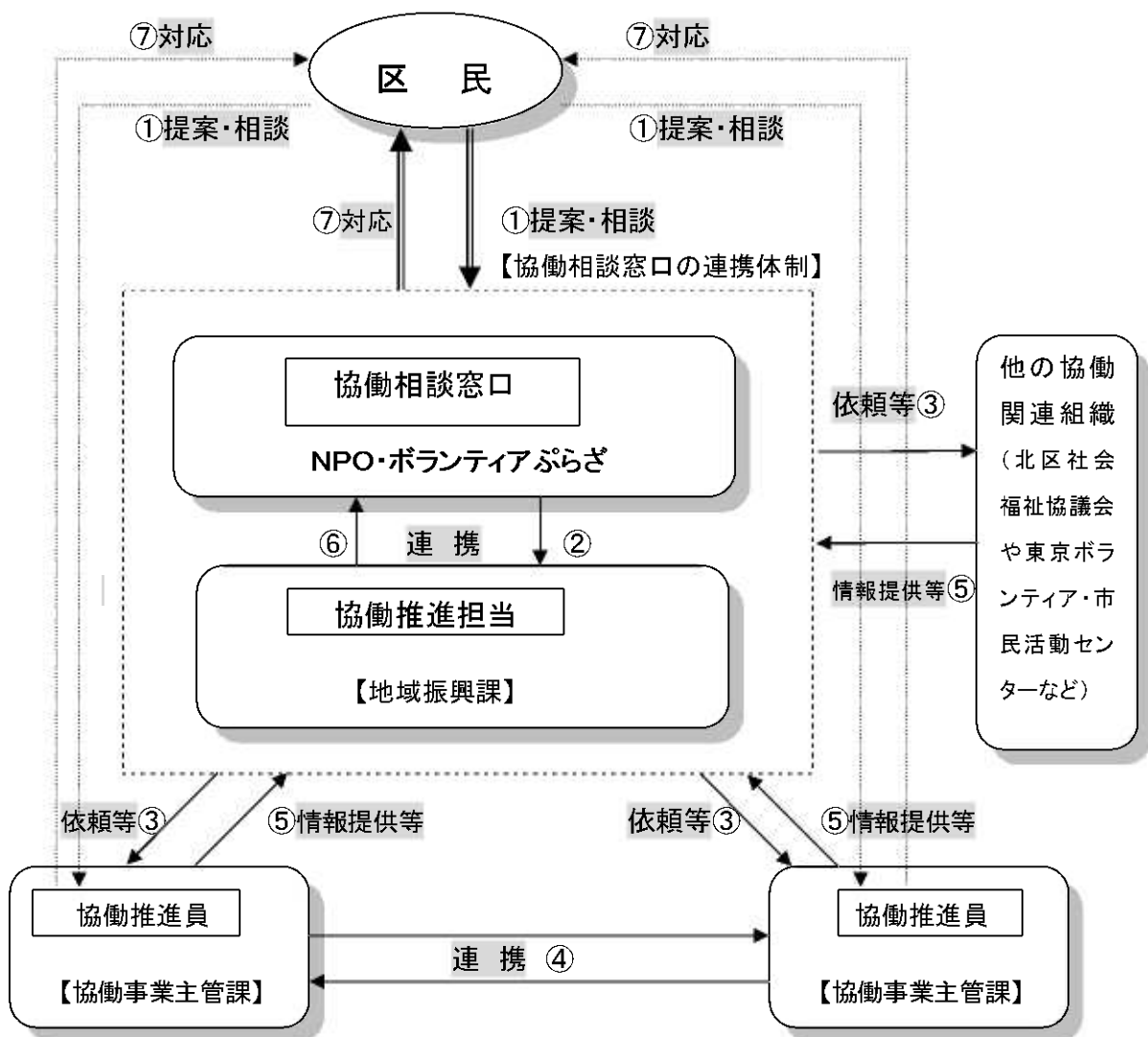
●●— (4) 協働相談体制

庁内外の協働関連組織が連携し、協働に関する総合的な相談体制を整備します。

区民の協働に関する相談について、NPO法人東京都北区市民活動推進機構、協働推進担当、協働推進員、その他、北区社会福祉協議会など庁外関連組織が連携し、協働に関する総合的な相談体制の整備を行います。

【協働相談体制イメージ図】

区民から協働に関わる相談があった時の対応についてのイメージを示すものです。



※①～⑦は、区民への相談・対応についての基本的な流れを示したものです。

●●— (5) 協働取組事例の検索

協働に取り組むときの参考となる協働取組事例を検索します。

(最も適切な取組事例を選定するため、複数の条件で検索するなど、検索項目を活用して下さい。)

① 協働形態による検索

No	協働形態	協働取組事例番号
①	パブリックコメント	
②	政策提言	1. 4. 5. 7. 8. 9. 10. 11. 14. 15. 16. 17. 18
③	委託	2. 6. 19
④	情報提供・交換	
⑤	実行委員会など	3. 12. 13
⑥	事業協力	
⑦	共催	
⑧	後援	
⑨	補助・助成	
⑩	その他	

② 協働時期による検索

No	協働時期	協働取組事例番号
①	計画段階	1. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 19
②	実施段階	2. 3. 6. 12. 13. 17. 18. 19
③	評価・見直し段階	3. 6. 19

③ 協働領域による検索

No	協働領域	協働取組事例番号
①	区主体	(協働対象外)
②	区主導	10. 11. 13. 14. 15. 16. 17. 18
③	双方同等	2. 12
④	区民主導	1. 6. 17
⑤	区民主体	3. 4. 5. 7. 8. 9. 19

④ 協働取組事例一覧

No	事業名	担当課	形態	時期	領域	進捗状況
1	NPO・ボランティアふらざ開設ー1	コミュニティ担当	②	①	④	終了
2	NPO・ボランティアふらざ開設ー2	地域振興課	③	②	③	継続
3	TOKYO北区ふるさと駅弁コンテスト	(財)北区まちづくり 公社	⑤	① ② ③	⑤	継続
4	赤羽自衛隊跡地公園整備事業	工事課	②	①	⑤	終了
5	外語大跡地公園整備事業	工事課	②	①	⑤	終了
6	スペースゆう「パートナーシップ」事業	男女共同参画推進 課	③	① ② ③	④	継続
7	白山堀公園再整備ワークショップ	河川公園課	②	①	⑤	終了
8	南谷端公園再整備ワークショップ	河川公園課	②	①	⑤	終了
9	醸造試験所跡地公園整備ワークショ ップ	河川公園課	②	①	⑤	終了
10	稲付遊歩道の整備	工事課	②	①	②	終了
11	連立測道南側区間の整備	工事課	②	①	②	終了
12	赤レンガまつり	中央図書館	⑤	① ② ③	③	終了
13	33万人の健康づくり大作戦「健康フェ スティバル」	健康いきがい課	⑤	① ② ③	②	継続
14	志茂まちづくり協議会(密集事業)	まちづくり推進課	②	①	②	終了
15	防災生活圏促進事業(志茂地区)	まちづくり推進課	②	①	②	終了
16	西ヶ原まちづくり協議会(密集事業)	まちづくり推進課	②	①	②	終了
17	三・四まちづくり協議会(密集事業)	十条まちづくり担当	②	②	②	終了
18	十条地区まちづくり全体協議会	十条まちづくり担当	②	②	②	継続
19	地域寺子屋事業	生涯学習推進課	③	① ② ③	⑤	継続
備 考			(表示の仕方) ・形態・時期・領域のそれ ぞれに該当する番号を記 入して下さい。			

【ガイドライン策定の経緯】

この協働ガイドラインは、「区民とともに」の区政推進の基本姿勢に基づき、「協働型行政への提言」(NPO・ボランティア活動促進委員会。平成16年度策定)で示された提言を踏まえ、協働推進事業部会(平成17年度設置)策定の素案を、協働・ときめき推進本部に諮り作成いたしました。

協働推進事業部会開催状況

部会名	開催日	議 題
第1回協働推進事業部会	平成18年5月30日	ガイドライン策定の前提条件 ガイドラインの構成 協働の定義
第2回協働推進事業部会	平成18年6月16日	職員の心得 協働への取組手順
第3回協働推進事業部会	平成18年6月28日	第一章「協働を考える」のまとめ 区民(個人)との協働 区民(団体)間の協働 協働事例のデータベース化
第4回協働推進事業部会	平成18年7月13日	第二章「協働を進める」のまとめ 協働取組事例 協働相談体制
第5回協働推進事業部会	平成18年7月28日	① 第三章「協働を振り返る」のまとめ ② 第四章「協働を支える」のまとめ ③ 全体のまとめ

平成18年度協働取組事例集

この協働取組事例集は、協働ガイドライン全体のイメージをつかんで頂くため、参考資料として掲載したものです。

実際の協働ガイドラインにおける協働取組事例は、毎年度一定時期に収集して年度ごとの取組事例としてまとめます。それを公開フォルダーに設置し、自由に活用できる仕組みを作ります。

(協働ガイドライン本文12ページをご覧ください)

〈区民で構成された協議会が施設開設に向け取り組んだ事例〉

協働の相手	区民(個人)を構成員とする協議会	協働の領域	④区民主導
実施の期間	平成15年7月から11月まで	協働の形態	②政策提言
担当課	地域振興課	協働した段階	①計画

事業概要

区民の視点、発想を生かし、使い勝手のよいNPO・ボランティア活動の拠点をつくるため、区民を構成員とする「北区NPO・ボランティア活動促進協議会」(平成15年7月開設)と区が、NPO・ボランティアぶらざの開設に向けて取り組んだ事例。

きっかけ・ねらい

北区NPO・ボランティア活動促進指針(平成14年7月策定)において、NPO・ボランティア活動拠点の整備が必要であり、その開設・整備にあたっては、区民の自由参加方式により行うことが示されており、区民参画による施設開設を目指した。

協働の内容・役割分担

【役割分担】開設について、協議会は区民の視点から、あるべきNPO・ボランティアの活動拠点について協議・検討を行う。また、区は、その検討に必要な情報や会場所の提供などを行う。

【取組手順】協議会会員公募→協議会設立→運営・企画・企画チームに分かれてぶらざ開設検討→ぶらざ開設→協議会は市民活動推進機構としてぶらざ運営に関わる

成果・課題など

【成果】計画初期から区民参画で進めた結果、区民の意向を取り入れた施設を開設することができた。

【課題】立場の違う区と区民が対等性を維持し、協働の成果を最大限引き出すためには、情報の共有化や課題に対する共通認識を確立することが必要である。また、この開設に参画した区民を次の活動に繋げるための取組が必要であった。

〈ぷらざ運営事業をNPOに事業委託した事例〉

協働の相手	NPO法人(市民活動推進機構)	協働の領域	③双方同等
実施の期間	平成16年4月から	協働の形態	③委託
担当課	地域振興課	協働した段階	②実施

事業概要

区民の視点、発想に基づくNPO・ボランティア活動促進事業を進めるため、ぷらざ運営事業をNPO(市民活動推進機構)に事業委託した。

(市民活動推進機構は、北区NPO・ボランティア活動促進委員会を母胎として設立。)

きっかけ・ねらい

指針では、民間の中間支援組織によるNPO・ボランティア活動の自主性、独自性を尊重した活動支援を行うべきことが示されている。区民が事業の推進に参画することにより、区民の視点、発想に立った、実効性の高い事業展開を目指す。

協働の内容・役割分担

【役割分担】区は、事業に関わる情報提供、事業関連経費などを負担。NPOは、実効性の高い事業展開を行い、事業成果をより実効性の高い事業展開に生かす。

【取組】NPOでの年間事業計画の策定→事業計画書の提出→予算化→事業委託→事業実施→進捗状況報告→事業報告

成果・課題など

【成果】区民の視点に基づく事業計画、事業展開が行われることにより、区民ニーズを反映した実行性の高い事業を進めることができた。

【課題】実効性の高い事業を継続的に展開するためには有能な担い手確保が必要となる。

〈区民主体の実行委員会が、北区内企業の協力を得て、駅弁コンテストに取り組んだ事例〉

協働の相手	区民、企業、行政	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成16年度～(18年度で3回目)	協働の形態	⑤実行委員会
担当課	(財)北区まちづくり公社	協働した段階	①計画②実施③評価

事業概要

北区に対する思いや夢を表現したオリジナルの駅弁を募集し、第一次審査(書類審査)を通過した作品について、第二次審査(実演試食審査)を行い大賞を決定する。

コンテストの運営については、区民主体で実行委員会を組織し、行政はその事務局機能を担う。

きっかけ・ねらい

北区の魅力と元気を内外にアピールし、“食”を通じて「まちを知り」「まちを遊ぶ」ことの楽しさを多くの方々と共有することを目的としている。

協働の内容・役割分担

【計画段階】

区民: 実行委員会を組織

事業計画を協議

企業への協賛依頼

企業: 運営資金の補助

行政: 実行委員会運営補助

【実施段階】

区民: 作品募集・広報活動

コンテストの運営

企業: コンテストに参加

運営資金の補助

行政: 運営補助

【評価段階】

・実績報告

・次回の検討



成果・課題など

【成果】コンテストも今年度で第3回目となり、マスコミ等にも数多くとりあげられ、幅広く周知されてきている。協賛企業も年々増加している。

【課題】区民(実行委員会)と行政(事務局)のコンテスト運営面での線引きがあいまい。今年度からは、実行委員会を「まちづくり活動団体」として独立させ、より主体性を強めていく方向で調整している。

〈区民と区のワークショップによって、公園整備イメージプランの策定に取り組んだ事例〉

協働の相手	区民	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成 17 年 12 月から平成 18 年 4 月	協働の形態	②政策提言
担当課	工事課	協働した段階	①計画

事業概要

補助86号線を含む 3.5ha の都市計画公園について、跡地利用計画で決定された条件にもとづき区民と協働でイメージプランの作成をする。

きっかけ・ねらい

跡地利用計画策定時に、公園の具体的プランは区民参加のワークショップの中で決定すると約束している。区民要望を具体化するためワークショップによりイメージプラン作成を行う。

協働の内容・役割分担

ワークショップ参加者には自由に公園プラン作りの意見をだしてもらい、事務局でイメージプランを作成した。行政は事務局であり、資料提供にとどめ、誘導や提案は行わない。

成果・課題など

多目的広場でのスポーツ団体利用の是非について、意見が分かれたため、ひとつのプランにはまとまらなかった。しかし、意見・要望の聴取ができたことは大きな成果といえる。

〈区民と区のワークショップにより、公園整備イメージプラン策定に取り組んだ事例〉

協働の相手	区民	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成16年10月から平成18年6月	協働の形態	②政策提言
担当課	工事課	協働した段階	①計画

事業概要

外語大跡地の2.25haの都市計画公園について、跡地利用計画で決定された条件にもとづき区民と協働でイメージプランの作成を行った。さらに基本設計時に意見交換会を実施し整備内容を具体化した。

きっかけ・ねらい

跡地利用計画策定時に、防災公園と決定しているが、具体的プランは区民参加のワークショップの中でイメージプラン作成を行う。

協働の内容・役割分担

ワークショップ参加者には自由に公園プラン作りの意見をだしてもらい、事務局でイメージプランを作成した。さらに、基本設計で図面化する過程で意見交換会を実施し、区民の意見を聴きながら進めている。

成果・課題など

ハード面の要望や意見は設計に反映できたが、完成後にどう活用するか、何をやりたいかなど住民からの主体的な意見はこれからである。まちづくり協議会の今後に期待したい。

〈区民の企画、運営する事業に対して区が支援する〉

協働の相手	男女共同参画センター登録団体等	協働の領域	④区民主導
実施の期間	種別 A: 随時、種別 B: 年度ごと	協働の形態	③委託
担当課	男女共同参画推進課	協働した段階	①計画②実施

事業概要

男女共同参画センターを利用する団体への支援の一環として、センターの登録団体等が企画及び運営する事業に対し、会場提供及び広報協力などを行う。

きっかけ・ねらい

男女共同参画センターを利用する団体への支援の一環として、会場提供や広報協力を行い、男女共同参画社会の推進に資することを目的とする。

協働の内容・役割分担

区: 会場提供、広報協力、種別 B の団体に対する助成金の交付
 団体: 講座の企画、運営、事業の実施報告

成果・課題など

【成果】各団体によるグループ活動の経験や持続力を活かした事業を展開することができる。
 【課題】講座等の実施について、協力団体の自発的な協力が得られるかが問題。当面は区の側からの積極的な呼びかけが必要となる。

〈区民主催のワークショップに区職員が参加して公園再整備の検討を行った事例〉

協働の相手	公園周辺の区民	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成 15 年度	協働の形態	②政策提言
担当課	建設部河川公園課	協働した段階	①計画

事業概要

白山堀公園を再整備するに伴い、計 4 回のワークショップを実施した。
 周辺自治会の回覧により、呼びかけを行った。
 参加人数は最大で約 30 名。

きっかけ・ねらい

地域の特色や住民の要望を反映した公園をつくる。

協働の内容・役割分担

設計委託をした(株)ライフ計画事務所がファシリテーターとなり、区民の中に区の職員が入り込む形でワークショップを実施。

成果・課題など

【成果】

公園の花壇を堀船小学校の生徒たちが維持管理している。
 盛大な開園式を地元主体で実施した。

【課題】

ワークショップの参加者が会を重ねるごとに減った。

〈区民主催のワークショップに区職員が参加して公園再整備の検討を行った事例〉

協働の相手	公園周辺の区民	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成 16 年度	協働の形態	②政策提言
担当課	建設部河川公園課	協働した段階	①計画

事業概要

南谷端公園を再整備するに伴い、計 4 回のワークショップを実施した。
 周辺自治会の回覧により、呼びかけを行った。
 参加人数は最大で約 30 名。

きっかけ・ねらい

地域の特色や住民の要望を反映した公園をつくる。

協働の内容・役割分担

設計委託をした㈱トデックがファシリテーターとなり、区民の中に区の職員が入り込む形でワークショップを実施。

成果・課題など

【成果】

区民の声により公園の樹木を大量に伐採し、見通しの良い公園となった。
 利用者が公園に関心を持つようになり、何かあればすぐに区に連絡してくれる。
 整備前に 2~3 人いた路上生活者がいなくなった。

【課題】

ワークショップの参加者が会を重ねるごとに減った。

〈区民主催のワークショップに区職員が参加して公園再整備の検討を行った事例〉

協働の相手	公園周辺の区民	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成 16 年度	協働の形態	②政策提言
担 当 課	建設部河川公園課	協働した段階	①計画

事業概要

醸造試験所跡地公園を整備するに伴い、計 4 回のワークショップを実施した。
 周辺自治会の回覧により、呼びかけを行った。
 参加人数は最大で約 30 名。

きっかけ・ねらい

地域の特色や住民の要望を反映した公園をつくる。

協働の内容・役割分担

設計委託をした㈱森緑地設計事務所がファシリテーターとなり、区民の中に区の職員が入り込む形でワークショップを実施。

成果・課題など

【成果】

広い園路にしたことで、利用者の通行が安全になった。
 園路の舗装をゴムチップにしたことで通行者の足音が響かなくなった。
 公園内の花壇を馬場自治会が管理している。

【課題】

ワークショップの参加者が会を重ねるごとに減った。

〈区民とのワークショップにより歩道整備計画の検討に取り組んだ事例〉

協働の相手	稲付自治会	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成15年9月～平成18年7月	協働の形態	②政策提言
担当課	工事課	協働した段階	①計画

事業概要

赤羽駅付近連続立体交差化事業関連側道西側区間の整備について、地域住民とのワークショップにより、整備計画について検討を行った。

きっかけ・ねらい

昭和63年ごろより、新幹線・鉄道立体交差化整備に関連して、その高架側道を緑道として整備して欲しいとの要望が地域からあがっていた。

連続立体交差化事業が完了し、それにより生まれた高架沿い空気を地元の望む整備形態を実現するように、他地区でも効果があがっていたワークショップによる整備計画立案を行うこととした。

協働の内容・役割分担

緑道イメージの共有化。道路としての整備であっても公園の位置づけである緑道のエッセンスをいかに取り込むかをほぼ白紙の状態から積み上げていった。地域住民は道路整備の手法を理解して設計者として取り組み、行政はさまざまな意見を元に実現可能な方策を探りながら設計図書を仕上げていく。

成果・課題など

【成果】地域住民にとって、愛着の深い道路を整備することができた。整備工事時には、地域住民が監督員のように見守っており、工事請負業者との交流も図ることができ、工事にありがちな苦情の発生などは起きていない。

【課題】たくさんの意見を反映した反面、補修等ハード的維持管理が難しい。

〈区民とのワークショップにより空地整備計画の検討に取り組んだ事例〉

協働の相手	赤羽南自治会・JR 東日本都市開発	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成15年9月～平成18年7月	協働の形態	②政策提言
担当課	工事課	協働した段階	①計画

事業概要

赤羽駅付近連続立体交差化事業関連側道南側区間の整備について、地域住民とのワークショップにより、整備計画について検討を行い、鉄道高架下開発事業者へ協力を依頼しワークショップによる整備イメージを共有し一体的な空間を形成した。

きっかけ・ねらい

連続立体交差化事業が完了し、それにより生まれた高架沿い空地を地元の望む整備形態を実現するように、他地区でも効果があがっていたワークショップによる整備計画立案を行うこととした。また、鉄道高架下の開発計画が進められており、一体的な整備を行うことで、通行空間の増大と周辺環境との調和を図ることを狙いとした。

協働の内容・役割分担

コミュニティ道路として整備する条件のほか、ワークショップではほぼ白紙の状態から積み上げていった。地域住民は道路整備の手法を理解して設計者として取り組み、行政はさまざまな意見を元の実現可能な方策を探りながら設計図書を仕上げていく。また、高架下開発業者には、ワークショップによる整備計画に賛同してもらい、高架下店舗の外構デザインの調和や使用材料の共通化を図った。

成果・課題など

【成果】地域のシンボルロード的なものとして整備を行うことができた。高架下開発業者からの協力で、道路と一体感のある公開空地が整備された。

【課題】道路の整備計画と開発の整備計画の設計調整に困難を極めた。道路及び開発施設とのレベル調整など、双方の工事進捗時の工程調整は不可能に近い。

〈赤レンガ倉庫を中心にした祭りを区民と区が実行委員会方式で実施した事例〉

協働の相手	赤レンガまつり実行委員会	協働の領域	③双方同等
実施の期間	平成 18 年 2 月 28 日 ～平成 18 年 5 月 14 日	協働の形態	⑤実行委員会
担当課	中央図書館	協働した段階	①計画②実施

事業概要

平成20年度開館予定の新中央図書館建設を記念して、赤レンガ倉庫の見学、ブックリサイクル、内田康夫氏公開インタビュー、赤レンガクイズ、アトラクション、出店、フリーマーケット、プレイパーク等を実施。

区民及び行政による赤レンガまつり実行委員会を組織し開催。

きっかけ・ねらい

新中央図書館の建設開始前に、赤レンガ倉庫を一般公開する。地域に中央図書館建設の周知を図り、親しみを持ってもらう。

また、新中央図書館移転に伴い発生する廃棄図書のリサイクルを行う。リサイクルに際しては寄付を募り開館時に児童用図書館バッグの作成費用に当てる。

協働の内容・役割分担

イベントの実施については行政が企画。内容について実行委員を募り委員会を組織したうえで、協議・検討して実施。

内容ごとに部会を組織し、行政が企画運営するもの、区民が企画運営するものと分担し、事務局は行政が担当した。

成果・課題など

【成果】来場者1万人、新中央図書館の周知の目的を果たすことができた。

【課題】実行委員会を継続して、新中央図書館のオープンに向けた活動を継続していきたいと考えている。継続し、安定した活動を行うために区民と行政の役割の明確化、費用負担の問題などを含め、協働の形を模索していく必要がある。

〈区民と区が実行委員会を組織して健康づくり事業に取り組んだ事例〉

協働の相手	健康づくりグループ、区民公募委員	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成14年～	協働の形態	⑤実行委員会
担当課	健康いきがい課	協働した段階	①計画②実施

事業概要

区民及び健康づくりグループと協働して事業を実施。
「健康フェスティバル」「食育フェア」「桜ウォーク」を行う。

きっかけ・ねらい

- ・区民の健康寿命を延ばし、活力ある高齢社会を実現するため、区民一人ひとりが主体的に自分の健康度やライフステージに合った健康づくりに取り組めるよう支援する。
- ・企画運営に区民を巻き込む(普及啓発効果、区民ニーズに合ったイベント作り)
- ・誰でも気楽に参加できるイベント(普及啓発効果)

協働の内容・役割分担

区民と職員とのスタッフ会議を設置し、フェスティバル全体の企画を行う。
担当課は事務局。
イベントの運営にはウォーキンググループなどの健康づくりグループの方約100名が携わっている。

成果・課題など

- 【成果】平成14年から始まったイベントだが、グループの皆さんがスタッフとして主体的に活動してくれるようになってきた。
- 【課題】イベントの内容ごとに、各健康づくりグループが携わっているが、個々で責任を持ってやっていけるように側面支援に切り換えていきたい。
そのために、お互いのできることでできないことをはっきりさせ、曖昧にしないことが課題。

〈志茂地区の住民まちづくり活動を支援するための協議会の設立を支援した事例〉

協働の相手	住民	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成16年8月～平成18年7月	協働の形態	②政策提言
担当課	まちづくり推進課	協働した段階	①計画

事業概要

事業推進に向けて、地区内の住民に対する事業の周知・普及啓発を行うとともに、自主的なまちづくり活動の支援を行うため、地元住民協議会等の設立を目指す。

まちづくり懇談会 13回

まちづくり協議会準備会 4回

きっかけ・ねらい

本地区は、平成8年度から防災生活圈促進事業を進める会『ぼうけん会』が設立され、区民と行政の協働による防災まちづくり活動が進められていた。

「ぼうけん会」の防災まちづくり活動の熱意を、新たな協議会に継続させることで、一層の防災意識向上と事業協力を幅広く地域に浸透させることができる。

協働の内容・役割分担

「志茂防災まちづくり」の話し合いにおいて、住民と行政の協働により密集事業を推進するための地元組織の必要性について話し合い、その後、まちづくり協議会設立準備会を開催し、協議会規約等を検討していただいた。

成果・課題など

【成果】 町会・自治会の会長をはじめとして、まちづくり協議会を設立した。

協議会設立式参加者 約 30名

【課題】 今後、さらに多くの地区住民にまちづくりに関して興味をもってもらい、

まちづくり協議会を通じて協働のまちづくりを実現していく。

〈志茂地区の住民まちづくり活動を行う協議会を支援した事例〉

協働の相手	住民	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成8年12月～平成17年3月	協働の形態	②政策提言
担当課	まちづくり推進課	協働した段階	①計画

事業概要

災害に強いまちづくりを行うとともに、地元住民の防災に対する意識を高めることを目的としている。

きっかけ・ねらい

平成8年度に設立された地元住民によるまちづくり協議会「ぼうけん会」の活動支援を行い、役割分担と協働に基づいた防災まちづくりの推進を図っていく。

ぼうけん会の設置：一般公募の他、町会・自治会に会員の推薦を依頼し、住民30名と赤羽消防署、赤羽警察署の参加を得て発足

協働の内容・役割分担

地域整備課—ぼうけん会の活動支援、地域の防災施設等の整備

ぼうけん会—地域に防災まちづくりの働きかけ、北区に提案・要望

会の組織：会長、副会長で構成される「役員会」、まちづくりニュース(ぼうけんだより)の編集・発行を行う「広報部会」、広場の検討を行う「広場部会」、道路の検討を行う「道路部会」を設置。

成果・課題など

【成果】

ハード面では、旧小柳川通路の整備(災害時に撤去可能なガードパイプ設置、利用価値の低いガードレール撤去、電柱の移設・撤去)。ソフト面では、「岩淵防災ひろば(かっぱ広場)計画提案書」、「旧志茂小学校跡地利用計画に関する提言書」を区に提案、まちづくり勉強会、地区の防災設備、避難所を記載した「わがまちマップ」作成、防災まちづくり課題図作成、「ぼうけんだより」を町会回覧・地下鉄改札のボックスで配布、ホームページでの広報活動等。

【課題】

防災生活圏促進事業は終了するが、引き続き、対象地区は狭まるが住宅市街地総合整備事業(密集事業)でぼうけん会の会員を中心に住民のまちづくり活動を支援していく。

〈西ヶ原地区の住民まちづくり活動を支援するための協議会の設立を支援した事例〉

協働の相手	住民	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成16年5月～平成17年11月	協働の形態	②政策提言
担当課	まちづくり推進課	協働した段階	①計画

事業概要

事業を進めるにあたって地元住民と区との協働作業を設けるため、まちづくり懇談会等を開催し、地元住民と話し合いをもち、「まちづくり協議会」を設立する。

- ・まちづくり懇談会 4回
- ・まちづくり協議会設立準備スタッフ会議 14回

きっかけ・ねらい

事業の推進については、関係住民の参加・合意形成に基づく取り組みが重要であり、住民によるまちづくり活動を支援するため、地域の総意としてのプランを作る組織や協議の場である「まちづくり協議会」を設立する。

協働の内容・役割分担

区で他地区の「まちづくり協議会」の事例を紹介した。
住民で西ヶ原地区における「まちづくり協議会」、協議会会則等について話し合い、協議会設立の準備を進めた。

成果・課題など

【成果】関係自治会長・商店会長を発起人として、まちづくり協議会を設立した。

協議会設立式参加者 約60名

【課題】今後、さらに多くの地区住民にまちづくりに関する関心を持ってもらい、

まちづくり協議会を通じて協働のまちづくりを実現していく。

〈上十条三・四丁目地区の住民まちづくり活動を行う協議会を支援した事例〉

協働の相手	事業区域内の住民	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成7年度～平成17年度	協働の形態	②政策提言
担当課	十条まちづくり担当(内2841)	協働した段階	②実施

事業概要

地域の安全性や住環境の向上を図るために、密集事業を利用しながら、地域住民・公社(のち区に引継)・区との協働でまちづくり活動を行うものである。

きっかけ・ねらい

平成6年度に木造住宅密集市街地整備事業が導入されたことを契機に、公社・区が支援するかたちで設立された。上十条3・4丁目地区の住民意向を尊重しつつ、木造住宅密集地域の改善及び地域の活性化を図るため、地区のまちづくり事業の推進及び支援を行うことを目的としていた。

協働の内容・役割分担

【住民】企画・提案

まちづくり活動やまちづくり事業検討を行う基礎的組織としての役割

【行政】助言・支援

まちづくり方針や目標を設定し、住民によるまちづくり活動を支援する役割

成果・課題など

【成果】「防災マップ」の作成、密集事業導入先進地区の事例研究、防災広場整備案の提案、地区計画に関する学習会への参加等がある。

【課題】成果に速効性の無い課題に対して、継続的かつ積極的に取り組んで貰うことが困難であり、課題でもある。

〈十条地区の住民まちづくり活動を行う協議会を支援した事例〉

協働の相手	十条地区重点整備地域内住民・関係者	協働の領域	②区主導
実施の期間	平成17年度～	協働の形態	②政策提言
担当課	十条まちづくり担当(内2841)	協働した段階	②実施

事業概要

東京都策定の「防災都市づくり推進計画」で重点整備地域に位置づけられた「十条地区」95ha を対象区域とし、区域内の住民・関係者と北区が、十条地区のまちづくりの方向性を協議する。運営方法としては、対象区域を4つのブロックに区分し、各ブロック部会ごとに議題を設定し、部会会合を年3回程度開催している。

きっかけ・ねらい

平成17年2月4日、北区議会へ十条地区のまちづくりを協議する協議会設置に関する請願が関係連合町会から提出されたことを契機として、十条地区に存在する全地元町会・自治会、主な商店街会、PTA等の代表者を役員として、協議会が設立された。

北区は協議会の事務局として積極的に活動を支援し、地元と行政が相互にまちづくりに対する理解を深めながら、円滑に各事業を進めることを目的としている。

協働の内容・役割分担

【住民】協議・検討

まちづくりの方向性を実際に協議・検討する住民組織としての役割

【行政】運営補助・活動支援(事務局)

まちづくりの方向性を円滑に協議・検討するための準備・運営を支援する役割

成果・課題など

【成果】新しい防火規制の十条地区導入に対する意見交換や十条公務員宿舍跡地活用に関する地元要望のとりまとめなど、十条地区のまちづくりについて協議を行い、一定の方向性を出しつつある。

【課題】部会会合への参加者増

〈子どもの居場所づくりを地域のボランティアや学校との連携の中で実現している事例〉

協働の相手	寺子屋運営委員会	協働の領域	⑤区民主体
実施の期間	平成14年度～	協働の形態	③委託
担当課	生涯学習推進課	協働した段階	①計画②実施③評価

事業概要

- ・地域の人々からなる「地域寺子屋運営委員会」に委託。町会・自治会の役員、PTA、有志の方、大学生など大勢の方が参加している。
- ・現在、児童館3館、小学校9校の計12会場がある。

きっかけ・ねらい

- ・学校完全週休5日制の実施に伴い、休みとなった土曜日を子ども達が生き生きと過ごすことのできる「居場所づくり」として。
- ・学力低下を懸念する声に配慮し、学校でわからなかった部分の復習、補習、宿題や読書、読み聞かせなど自由な学習の場、体験学習の場を提供する。

協働の内容・役割分担

- ・それぞれの地域の方で運営委員会をつくり、主体的に運営していただく。
- ・区は会場の提供と運営に要する費用を負担し、職員が寺子屋を巡回しながら活動の様子を伺い、運営委員との情報交換や課題などの相談に応じている。

成果・課題など

- 【成果】・子どもの居場所づくりを地域のボランティアや学校との連携の中で実現しているものとして、他自治体からも注目され視察等も多数受け入れている。
- 【課題】・毎週土曜日で年間をととした事業であるため、運営委員の負担が大きい。
- ・学校が機械警備となっているため、寺子屋で使用する場合は学校側との理解と協力が不可欠である。
(教職員は開催日が休日であるにもかかわらず登校している)

北区協働ガイドライン

～「区民とともに」を实践するために～

2006年(平成18年)10月発行

刊行物登録番号

18-1-063

北区地域振興部地域振興課

発行 東京都北区王子本町一丁目15番22号

電話 3908-8140(ダイヤルイン)